

統一特許裁判所（UPC）協定の暫定的適用に関する議定書が発効

2022年1月19日

JETRO デュッセルドルフ事務所

統一特許裁判所（UPC）準備委員会は、2022年1月19日、オーストリアがUPC協定の暫定適用に関する議定書（PAP議定書）¹の批准書を寄託したことにより、欧州連合（EU）理事会事務局がPAP議定書の発効を宣言した旨、ニュースリリースにて公表した。

また、併せて欧州特許庁（EPO）は、PAP議定書が発効した旨、今後UPCの最終準備が開始される旨、ニュースリリースにて公表した。

UPC準備委員会によるニュースリリースの概要は、以下のとおりである。

オーストリアの批准により、議定書の発効条項が発動し、本日、EU理事会事務局は、預託機関としての役割を果たし、本議定書の発効を宣言した²。

この出来事は、暫定適用期間の開始と、国際機関としてのUPCの誕生を意味する。暫定適用期間中は、UPC設立に向けた最終的な準備作業がなされる。

実際には、UPCの運営組織である管理委員会、諮問委員会、予算委員会の発足会議から開始する。その後、UPCの裁判官の採用を最終的に決定するという重要な任務が実行される。これらの任務には少なくとも8ヶ月はかかると考えられる。

参加加盟国がUPCの機能について確信した時点で、ドイツはUPC協定の批准書を寄託し、この協定の発効までのカウントダウンが開始され、UPCの業務開始日が設定される³。

EPOのニュースリリースの概要は、以下のとおりである。

昨日、オーストリアが批准書を寄託したことにより、PAP議定書が本日発効した。これから統一特許裁判所の最終準備が開始される。

EPOのカンピーノス長官は「暫定適用期間の開始により、欧州単一効特許が現実のものとなる。参加している全てのEU加盟国の領域を一律にカバーするコスト面で魅力的な特許が、今から数ヶ月後には利用できるようになる。このように、特許制度

¹ [UPC協定の暫定適用に関する議定書（Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application）](#)は、UPC協定の一部を早期に適用可能とするものであり、裁判官の採用やITシステムのテスト等の裁判所の実際の設置に関する最終的な決定事項を含む。また、暫定適用段階は、[オプトアウト（UPC協定第83条\(3\)に基づく（単一効特許ではない）欧州特許に対するUPCの専属管轄からの除外）](#)要求の早期登録を可能とする期間（[サンライズ期間](#)：時期は現時点で未定。UPC協定発効の3か月前から開始とも言われている。）にも使用される。

² <https://www.consilium.europa.eu/de/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2015056>

³ UPC協定はこの批准書の寄託から4か月目の月の初日に発効する（[UPC協定第89条\(1\)](#)）。

は成長とイノベーションをより効果的に支援し、COVID-パンデミックのような課題への取組みをより効率的に支援し、現在の危機を克服するための経済成長を促進する。」

8か月とされる暫定適用期間中に、UPCの技術面及びインフラ面での準備が完了し、年末までに欧州単一効特許制度の運用が開始される予定である。すでに2020年12月に（ドイツにおいて）承認されているUPC協定の批准書を（今後）ドイツが寄託することで、UPC協定が正式に発効し、UPCの業務開始が可能となる。

EPOは、特許出願人が早期に欧州単一効特許を取得できるよう支援するため、特許付与手続きの最終段階に達した欧州特許出願について経過措置⁴を導入する。これらの措置は、欧州単一効特許制度の発効に先立って利用可能となる。

今回のPAP議定書の発効は、UPC設立に向けた具体的な準備が可能になった点で大きな一歩であると言える（仮に上記ニュースリリースの通り、暫定適用期間が最短の8か月であるとすると、UPC協定の発効は2022年10月1日となる）。

他方、依然として、UPCの第一審裁判所の中央部の一つがロンドンに置かれることがUPC協定に規定されている⁵点の取り扱いや、裁判官の採用が順調に進むか否かが課題とされてきたことなどを踏まえると、計画通りに進むか否かについて依然として不透明な部分もあり、今後の動向を注視する必要がある。

－ UPC準備委員会のニュースリリースは、以下参照 －

[Austria closes the loop – the Protocol on Provisional Application of the UPC Agreement has entered into force](#)

－ EPOのニュースリリースは、以下参照 －

[Provisional application of the UPCA to start](#)

－ 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

➤ [統一特許裁判所（UPC）準備委員会、UPC協定発効の目安時期について公表（2021年8月19日）（PDF）](#)

⁴ 第1の経過措置は、欧州単一効の早期申請。出願人は、欧州単一効特許制度の開始前に、欧州単一効の早期申請を行うことができる。これによりEPOは、対応する全要件が満たされていれば、制度の開始と同時に単一効を登録することができる。EPOは、（今後）ドイツがUPC協定の批准書を提出した時点で、この早期の申請を可能にする。

第2の経過措置は、EPC規則71(3)に基づく通知（特許査定予定通知）がEPOから発送された後、付与される予定のテキストを承認する前に、出願人が欧州特許付与の決定の発行を遅らせる要求することができるようにするもの。これにより、新制度の開始前に付与されていたはずの欧州特許が単一効による保護対象となり、移行期間に出願人が単一効を取得する機会を逃すことがなくなる。詳細については以下を参照。（[Supporting users in an early uptake of the Unitary Patent](#)）

⁵ [UPC協定第7条\(2\)](#)には、「中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。」と規定されている。

- [ドイツの統一特許裁判所（UPC）協定承認法、大統領による署名を経て公布（2021年8月13日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所（UPC）協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断（2021年7月9日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決（2020年12月18日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を可決（2020年11月27日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦政府、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法案を連邦議会に提出（2020年10月2日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所（UPC）協定批准に係る法律の草案を公表（2020年6月12日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断（2020年3月20日）（PDF）](#)
- [英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一効特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表（2020年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁及び EU 加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める（2020年1月13日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表（2017年8月21日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明（2017年6月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産連盟（IP Federation）、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出（2017年6月16日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年4月3日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ（2017年3月10日）（PDF）](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知（2017年2月13日）（PDF）](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知（2016年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)

- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 \(2016 年 6 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 \(2016 年 6 月 17 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択 \(2016 年 3 月 1 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択 \(2016 年 2 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准を EU 理事会に通知 \(2016 年 1 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択 \(2015 年 12 月 22 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択 \(2015 年 11 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択 \(2015 年 10 月 29 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書に EU の 7 加盟国が署名 \(2015 年 10 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加 \(2015 年 9 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了 \(2015 年 8 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択 \(2015 年 6 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始 \(2015 年 5 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 \(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)

(以上)